

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第10回

開催年月日 令和4年8月1日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

| | | | |
|-------|----|------|----------------------------|
| 出席委員数 | | 議題 1 | 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について |
| 公益代表 | 5名 | 2 | 特定(産業別)最低賃金の金額改正に係る必要性について |
| 労働者代表 | 5名 | 3 | その他 |
| 使用者代表 | 5名 | | |

次回本審開催予定日 令和4年8月15日

[開会] 午前9時35分

会長 ただ今から第53期第10回高知地方最低賃金審議会を開催いたします。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日、公労使委員15名全員そろっていますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

会長 次に、この本審に引き続き開催されます専門部会の委員等について事務局から説明してください。

賃金室長 ご説明します。
高知県最低賃金専門部会の委員につきましては、関係労使から推薦を受けた候補者のうちから、令和4年7月19日付けをもちまして、委員に任命しましたので報告します。
任命した委員の皆様については、お手元の資料2ページをご覧ください。
名簿の順に委員のお名前をご紹介します。

名簿の順に読み上げ

賃金室長 以上でございます。

会 長 それでは、本日の議題に入ります。
 まず、中央最低賃金審議会の状況について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明させていただきます。
 令和4年7月25日に中央最低賃金審議会における目安小委員会が開催されております。

 当委員会におきまして、目安を取りまとめるべく調整していましたが、依然として労使双方の主張に隔たりがあり、労使双方から目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの意見が出たことから、これを踏まえ、公益委員が再度検討するため、さらに時間をかけて議論することとなったと本省から連絡がありました。

 このため、今朝報道もありましたが、近日中には目安の答申が行われると考えられますが、本日は目安の伝達ができない状況でございます。

 中賃の目安の答申が出次第、委員にお伝えするように考えております。

 以上です。

会 長 それでは、中賃の目安の答申が行われれば、専門部会の委員に伝達をしていただくとともに、委員全員に対しても情報提供していただくようお願いいたします。

 なお、前回の審議会で確認したように、専門部会においては「目安について最も重要な資料の一つ」として取扱うこととなっています。

 また、本日の審議会の最後になりますが、労使双方から、専門部会で審議に入る前に、最低賃金の改正審議に当たってのご意見を伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

会 長 続きまして、「特定最低賃金の改正決定の申出について」に進みます。

 まず、申出要件について、本審議会において審議いたしますので、事務局から、現在までの申出状況について、説明してください。

賃金室長 2業種について改正の申出がございました。

 お手元の3ページの申出書の写しをご覧ください。

 7月15日付けで、全日本運輸産業労働組合連合会高知県協議会から高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正の申出がございました。

 当該申出はいわゆる労働協約ケースとなります。

 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の適用労働者数は本年3月11日に

開催しました第7回本審において承認されましたように、2,031名で申出書の4のところにも記載されています。

これに対して、労働協約の適用労働者数は451名で、その割合は22.21%でした。

したがって本申出は、中賃のいわゆる「61年答申」に照らし、「当該新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合」に該当せず、申出要件を満たしていないと考えています。

そのため、今年度については改正の諮問については見送ることとしたいと考えています。

次に、お手元の資料4ページの申出書の写しをご覧ください。

6月17日付けで、電機連合高知地域協議会から高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正の申出がありました。

当該申出は、電子部品等製造業最低賃金の適用を受ける労働者によるもので、いわゆる公正競争ケースになります。

電子部品等製造業最低賃金の適用労働者数は、本年3月11日に開催しました第7回本審において承認されましたように449名で、申出書の1のところにも記載されています。

これに対して、適用労働者数は187名で、その割合は41.65%でした。

したがって、本申出は、中賃のいわゆる「61年答申」と照らし、「公正競争を確保する観点から当該新産別最低賃金の改正等が必要と認められる場合（当該新産別最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意がある場合を含む。）」に該当しており、申出要件を満たしていると考えております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたように、1業種は申出要件を満たしておらず、もう1業種は申出要件を満たしているということです。

申出要件について、何かご意見がありましたらお願いします。

意見なし

会 長 特になければ、事務局の説明のとおりということで問題なしということにします。

先ほどの説明のとおり、高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の申出については申出要件を満たしていることから、当該業種について高知労働局長より、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無の諮問をされるということです。

それでは局長、お願いします。

局長から会長に諮問文を手交

賃金室長 現在、諮問文を配付しております。少々お待ちください。

諮問文を傍聴人も含め全員に配付

会 長 それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

事務局 諮問文朗読

会 長 それでは、中村高知労働局長より挨拶をお願いします。

局 長 高知労働局の中村でございます。

先ほど、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の諮問をさせていただきました。

暑い日が続き、委員の皆様には、ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

ご審議の結果、「改正決定の必要性あり。」ということになりましたら、改めて改正についての諮問をさせていただきたいと考えております。

円滑なご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長 ただ今、局長から、高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について、必要性の有無に係る諮問を受けましたので、特別小委員会を設置したいと思います。

前回の審議会において、特別小委員会は公労使各3名の本審委員で構成することとしておりますので、選出していきたいと思ひます。

なお、委員が都合で出席できない場合の代理委員1名も併せて選出をお願いします。

公益は、上村委員、中橋委員、西森委員を担当委員とします。

私が代理を務めることといたします。

次に、労働者代表委員から選出をお願いします。

市川委員 私、市川と白木委員、大崎委員で、代理は程岡委員をお願いします。

会 長 使用者代表委員はどうでしょうか。

野村委員 私と片山委員、白山委員、代理は中澤委員をお願いします。

会 長 それでは、特別小委員会を担当することとなった委員の皆様よろしくお願
いします。

なお、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項としまして、新
産業別最低賃金の決定等の必要性につきまして諮問された場合は、「審議会
は全会一致の決議に至るよう努力するものとする。」とされておりますので、
この点を審議に当たって配慮いただくよう、よろしくお願いします。

また、特別小委員会の議事録の確認担当者については、例年第1回特別小
委員会で決定しておりますので、そのような取扱いといたします。

事務局においては、第1回電子の特別小委員会の日程調整を行ってくださ
い。

会 長 次は、電子特別小委員会を公開するかどうかについてです。

特別小委員会については、座長の選出、関係資料の説明のほか、改正の必
要性を審議することとなります。

この審議においては、参考人の招聘を予定していることから、若干個別の
企業の話になることもあるかとは思われます。

しかし、参考人には事前に公開とすることをお伝えしておいて、個別企業
の名前などの発言にご配慮をお願いすることとしまして、例年のとおり公開
することによろしいでしょうか。

異議なし

会 長 了解いただきましたので、事務局には公開することへの対応をお願いしま
す。

会 長 次は、その他ということですが、これから最低賃金の改正審議が行われる
に当たりまして、統計資料等について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 まず、ピンクファイルの中の別冊資料1をご覧ください。

基本的には縦にして、中央の下にページ数を振っておりますので、このページ数で説明させていただきます。

37ページを開いてください。

ランク別・都道府県別の県民所得、標準生計費、高卒男子及び女子の初任給です。

Dランクの一人当たり県民所得は、高知県で2,664,000円。

長崎が最も近く2,629,000円、鳥取と鹿児島及び青森は250万円台の前半で、宮崎は2,468,000円、沖縄はさらに低く2,391,000円となっております。

Dランク16県の中では、高知県は10番目になります。

その隣、4人世帯標準生計費ですが、高知県は204,000円、最も生計費が安い県は大分で160,480円。

高い県から順に岩手、宮崎、福島、熊本、山形に次いで6番目であります。全国では22番目に高い県となっております。

さらに、隣の高卒男子の賃金は全国41番目で、高知より低い県は順に沖縄、熊本、佐賀、宮崎、秋田となります。

高卒女子については、高知県は男子より高く、全国順位は24位で、Dランクの中で愛媛が最も高く、大分、鳥取の次となります。

次の38ページは有効求人倍率となります。

令和3年のコロナの影響が大きい年になりますが、高知県は1.08倍で長崎が1.06、青森は1.05、沖縄は、ほかの県とも大きな差があり0.73倍となっています。

次の39ページは失業率で、右から2列目の令和3年は、高知県2.5%です。

全国的に高知より失業率の高い県はたくさんありますけれども、Dランクでは秋田2.6、鹿児島2.7、熊本2.8、青森3.0、突出して沖縄が3.7となっております。

次に42ページをご覧ください。

パートの求人票による募集賃金の下限額の平均となります。

右から3列目が令和3年の平均です。

高知県は942円で大分、山形、鳥取、長崎、岩手、鹿児島、佐賀、青森、秋田、宮崎などが高知県より募集金額が低くなっています。

ただこれは、高い職種の求人が多ければ必然的に高くなるので、注意が必要と思われれます。

次に44ページをご覧ください。消費者物価指数です。

中より少し右の列で、令和2年、3年と物価は安くなっていたのですが、4年2月から上がり始め、4月から急激に上がっている状況です。

次に48ページをご覧ください。就業者数となります。

令和3年の高知県は35万人で、同じ位の県は鳥取30万人、島根35万人です。

次は、86ページをご覧ください。

先ほど説明しましたが、2022年1月から4月の間に急激に物価が上昇しております。

一番下の線は、生鮮食品とエネルギーを除く数値で、これを除けば0.8%の物価上昇です。

生鮮食品を除けば2.1%です。

一番上の家賃を除いたら2.9%ですから、生鮮食品とエネルギーの物価が上昇していることが分かります。

次の87ページをご覧ください。

中央右の四角で囲まれた部分ですけれども、家賃を除く物価上昇が2.9%になるのにどれくらい寄与したのかということですが、生鮮食品が0.6%、生鮮食品を除く食品が0.7%、エネルギーが1.5%、その他0.6%寄与しており、携帯電話だけが安くなったということがわかります。

次の88ページですが、基礎的支出項目というのは、必需品的なものでありますが、これが4.7%の上昇を示しています。

下の赤の点線は贅沢品ですが、ほとんど上がっておりません。

次の89ページをご覧ください。

先ほど説明したように、月に一回程度以上購入しなければならない基礎的支出項目の部分が上がっている状況にあり、最低賃金の近傍者には大きな影響があるものと思われます。

続きまして、別冊資料2をご覧ください。

4ページをお開きください。

1表は、「令和4年賃金改定状況調査結果」で30人未満の事業所を目安のランク別に出していきまして、Dランクでは本年1月から6月の間に賃上げを実施した事業所の割合が、上の卸売・小売業で33.5、下の段の左の端の宿泊サービスで29.4、隣の生活関連サービスで30.9と低く、この業種では7月以降も賃上げをしないと回答している事業所は、概ね50%を超えているところです。

また、当該業種に比較しますと、製造業、学術研究、専門技術サービス、医療福祉などは、賃上げした企業の割合が高くなっています。

次の5ページの2表をご覧ください。

表の右側では賃金を引き上げた事業所がどの程度引き上げたかについて、平均賃金改定率として示されています。

産業計でも昨年から0.8ポイント上回り、3.9%になっています。

賃金を引き上げている事業所の割合は1表のとおり少ないものの、引き上げている事業所だけの平均賃金改定率は2表のすべての業種で上回っております。

特に、宿泊、飲食は、昨年3.1%から4.9%へ1.8ポイント、生活関連サービス・娯楽は2.3%から7.4%へ5.1ポイント上がっています。

次の6ページをご覧ください。

3表は引上げ率の分布で、中位は中ほどの値ということです。

第1・4分位数や第3・4分位数を含めて、Dランクにおいて総じて昨年より引上げ率が上がっております。

次の7ページをご覧ください。

第4表は、賃金上昇率の男女別にしたもので、下から2段目のDランク女性は1,077円から1,102円へ2.3%上昇しています。

なお、同じ行を横に見ていくと卸売・小売業の上昇率は2.7%と高いですが、生活関連サービス・娯楽はマイナス1.4%と賃金が下がっている状況も見られます。

次の8ページ、第4表をご覧ください。

労働者を一般とパートに分けてありますが、男女の区別はありません。

一番下から2番目に、Dランクのパートの時間額が示されています。

Dランクのパートは、令和4年989円という状況にあります。

卸売・小売業は1.5%上がって984円、宿泊、飲食サービスは0.7%上がっていますが、単価が最も低く909円となっております。

また、生活関連娯楽については、単価は1,019円と比較的高くなっておりませんが、賃金上昇率はマイナス1.4%となっております。

次は、16ページをご覧ください。

「地域別最低賃金額の影響率及び未満率」のランク別の推移でございます。

影響率は改正後に最低賃金額を下回ることになる労働者の割合で、昨年は目安28円であり、どの都道府県でも28円以上、上げておりますので、Dランクの影響率は15.9%と高くなっております。

なお、高知県の昨年度の影響率は12.281%であり、前述のDランク平均を下回っているという状況でございます。

飛ばしまして、60ページをご覧ください。

このグラフは、短時間労働者の賃金の分布の表になります。

縦軸は人数で、横軸は賃金額となります。

これは、令和3年の賃金構造基本統計調査を基に作成したものです。

60ページの左上に高知があり、括弧してDとあるのは、Dランクという意味です。

また、792円の位置は、令和2年度の最低賃金額です。

ですから、高知県の最賃である792円に張り付いていた労働者が1,700人程度いたということが読み取れます。

なお、グラフは10円刻みですので、労働者数が多い金額を左から説明させていただきますと、非常に見にくいのですが、800円に約2,500人、830円に2,100人、850円に約2,500人、880円に1,800人、900円に2,300人となっております。

高知県は850円や900円といった、切りの良いところに多く人数がいるという傾向が、ほかの県よりも少し強く出ている状況でございます。

なお、県によって最低賃金の近傍者の労働者数に大きな違いがありますが、そもそも就業者数に違いがあることによるものです。

次の別冊資料3は、第3回及び第4回の目安に関する小委員会の委員から求められた追加要望資料で最新のデータとなります。

つづいて、別冊資料4の3ページをご覧ください。

鉱工業の生産指数で、27年を100として表示しておりまして、令和元年から3年までは生産が落ち込みましたが、月ごとに見ると令和4年2月から上向きの状況に転じています。

下は大型小売店の販売額で、コロナの時期でも売上げを伸ばしている状況にあります。

次の4ページの上は、倒産件数の推移で、全国、高知とも令和3年度までは減ってきておりましたが、一番上の段のように令和3年4月から5月までを令和4年4月から5月までと比較すると増加傾向にあることを示しています。

下の表は、消費者物価指数で、令和2年を100としており、令和4年1月から急激に上がり始めていますが、全国と比べれば少し緩やかな状況にあります。

次の5ページの上は、有効求人倍率で、令和2年に急激に下がった後、令和3年は上昇に転じており、月ごとに見ても全国より低いものの、上昇傾向にあります。

次の6ページの上の段は標準生計費です。

全国と比べれば安いですが、先ほど説明したようにDランクと比較すれば高い状況にあります。

次の7ページは、賃金構造基本統計調査で、10人以上の規模の高卒初任給です。

2年から通勤手当を含みだしたので金額が上がっていますが、2年から3年は、ほぼ横ばいで、高知の女性だけが大幅に上昇している状況にあります。

下は同じく高卒初任給ですが、高知の安定所が3月から5月に受理した新

規学卒者の雇用保険資格取得届を集計したもので、規模は関係なく全事業所で集計しています。

この集計では、令和3年度卒業生の男性は、17万3千円、女性は16万6千円となっております。

次の8ページをご覧ください。

女性パートの賃金で、統計は10人以上の規模の事業所を集計したものですが、高知は1,093円となっております。

下は同じ統計を業種別に集計したもので、卸売・小売業は、令和3年933円となっております。

次は26ページをご覧ください。

本年6月末の求人情報誌の求人金額を調べたものですが、左の表の業種別求人数の多いところでは卸売・小売業が65件、飲食宿泊が92件、サービス62件となっており、昨年の求人数106件に対して今年は273件であり、非常に求人が多く出ていることが伺えます。

ただ、最賃額と同じ820円で求人している事業所も多く、60件となります。

850円も多く52件となっております。

次は、38ページをご覧ください。

県内企業の賃上げ状況です。

上の四角で囲まれたところですが、正社員は8.7ポイント上昇し、80.3%が賃上げを実施しております。

非正規は1.7上がり、51.7%で賃上げが行われています。

また、非正規の引上げ額は30円から50円が最も多く、33.8%となっており、賃上げ理由はモチベーションの向上、人材の確保と続いております。

次に最後のほうで、149ページをご覧ください。

B S I 値というのは、好転企業と悪化した企業の割合の差で、経営者マインドから景気判断をする指標ですが、本年4月から6月期は前期から19ポイント上昇し、プラス3に転じています。

また、9割の企業で価格高騰の影響を受けており、販売価格に転嫁できない企業は、6割に上っております。

次に、別冊資料5の「平成4年度最低賃金に関する基礎調査結果」についてです。

1ページは、調査の概要で、その中の3に調査対象の業種が載っております。

調査対象で製造業、新聞、出版のみ100人未満で、その他は30人未満の事業所が対象となっております。

3ページは、基礎調査対象産業表でございます。

調査期日は、今年の6月分の賃金について調査をしております。

集計結果は、調査対象の母集団に復元して賃金分布を見ます。

高知県最低賃金適用産業については、一般貨物を除いたもので、母集団事業所数14,800、労働者数99,056人に対し、抽出結果は705事業所、4,933人分であり、事業所数比での復元した数値のデータとなっています。

資料の4ページは、復元した結果を総括表(1)として添付しております。

この表は、高知県最低賃金適用産業について、集計しております。

特定最低賃金である電子部品等製造業については、昨年より高知県最低賃金の金額を適用することになっていきますので、それも含めて集計しております。

また、労働者はパートも含めた人数となっております。

左端の欄に金額が記載されており、現在の最賃額である820円のところから隣の欄を見ていただきますと、8,907と記載されています。

これは、820円までの賃金で支払われている労働者の合計人数で、全体の労働者の9.0%を意味していることを表します。

また、820円で支払われている人数は、819円までの人数である1,195人を引いていただければ分かるようになります。

さらに、右側は事業所の規模別で集計した人数となります。

ですから、1人から9人の規模の事業所において820円までの賃金で支払われている労働者が3,955人、8%いるということになり、10人から30人の規模の事業所の方が人数が多く4,469人、10.9%となっております。

また、30人から99人の規模の製造業及び印刷、出版業の中にも484人、5.6%は820円までの賃金で支払っているということになります。

ちなみに、昨年は792円が最低賃金であり、昨年の当該統計では当該業種の最低の賃金ラインは800円でしたので、800円の労働者を820円に引き上げた事業所が多くあったということや、本年度の統計に電子部品製造業が含まれていることが影響したのではないかと考えられます。

その隣は、高知市と高知市以外となります。

一番上の計を見ると、その他の市町村の労働者の割合が50.7%となり、高知市以外の労働者の方が多いことが分かります。

また、820円までの賃金の労働者についても、高知市以外が57.8%となっております。

右端は、年齢別で820円のところで見ると、17歳以下の労働者は30.2%、18歳から19歳の労働者は28.7%となっており、820円まで

の賃金で働いている割合が多いという状況が見えます。

次に、割合が多いのは65歳以上で、65歳以上の労働者の20.2%は820円までの賃金で働いており、同欄の人数も2,593人とその多さが目立ちます。

当然ですが、働いている人数が圧倒的に多いのは20歳から54歳で、64,250人のうち、3,640人は820円までの賃金で働いていますが、その割合は、わずか5.7%に過ぎません。

仮に30円の引上げが行われた場合、850円となりますが、次の5ページの850円のところを見ていただきますと、合計で18,355人、18.5%の方に影響を与えるという数字が出ておりまして、直下の849円までのところは14,134人、14.3%の方に影響を与えるという数字と比較すると849円と850円との間で境ができていているような状況でございます。

7ページをご覧ください。一番下の欄には、第1・20分位数が820円となっています。

4ページ上の計の全体の人数99,056(人)を20で割ると、4,952(人)となり、賃金の低いほうから数えて下から4,952人目の労働者が820円の賃金であるということが分かるものです。同様に第1・10分位数が830円であることから10分の1である9,905人目の労働者が830円の賃金、第1・4分位数が896円であることから4分の1である24,764人目の労働者が896円の賃金であるということが表されているものです。

次の8ページは、パート労働者についてです。

調査対象業種における総労働者数は、99,056人で、パートは、32,048人32.2%を占めております。

820円までの賃金にはパート全体の19.1%の方がいますが、820円未満の方、いわゆる未満率ですが、こちらは0.4%となっています。

パートも含めた全体での未満率は1.2%ですから、パート労働者の方が最低賃金を遵守している割合が高いこととなります。

また、先ほどパートを含めた全体の労働者の820円に対する未満率は1.2%と説明しましたが、昨年度の同表、同金額のところを参照すると当時は12.3%であったことから大半の事業所が最低賃金額の改定を認識し、遵守していただいているということが分かります。

最後に、別冊資料6をご覧ください。

この資料は、「高知県最低賃金の可処分所得額と生活保護費との比較表」です。

「高知県最低賃金の1か月換算額と生活保護費である、生活扶助(1類費、

飲食衣類 + 2 類費光熱水 + 期末一時扶助費) の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値 (高知県内生活保護受給世帯加重平均) の合計とを比較すること」により、高知県最低賃金の可処分所得額と生活保護費を比較したものです。

生活保護費は令和 2 年度のデータを基本に、住宅扶助実績値だけ元年度を使用していますが、いずれも最も新しいデータということになります。

したがって、生活保護費と令和 2 年度の最低賃金を比較したものとありますが、1 ページ目の本省が示した高知県の生活保護費は 91,648 円で、令和 2 年度の最低賃金の 1 か月換算額から可処分所得を割り出した金額は 112,460 円であり、高知県最低賃金額が上回っております。

2 ページ目は、生活保護費と最賃における可処分所得について、高知県のデータを当てはめ、本省の計算と合致しているか確認したもので、網掛け部分が生活保護費となり、下の段の網掛けの左隣が可処分所得となり、本省の額に間違いがないことが確認できます。

なお、可処分所得割合の 0.817 は、税・社会保険料・雇用保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率でございます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

時間の制約もございますので、統計資料等についてご質問がある場合には、電話等で事務局にお問い合わせいただくこととして、委員から質問等があった場合は、専門部会の場や質問のあった委員に回答するようにしてください。

会 長 次は第 11 回本審についてです。

次回の本審は、専門部会で全会一致とならなかった場合に開催し、採決を行うこととなります。

この採決に関しては特段非公開とする理由はないと考えられますが、公開とすることによろしいですか。

異議なし

会 長 異議がありませんので、それでは本審で採決することとなった場合については公開とすることとします。

本審の日程はどのようになるでしょうか。

賃金室長 本審の日程については、専門部会の状況に応じて、調整をさせていただきます。

異議なし

会 長 それでは、日程が確定次第、事務局において公開の対応とともに、本審の開催の見通しなどについて、できる限り細かく委員への連絡を行うようにしてください。

会 長 次に、地域別最低賃金の改正の意見に関する異議申出があった場合に、いわゆる異議審を開催しますが、この公開についてお諮りします。
今年度も公開とする取扱いでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 了承いただきましたので、事務局には公開することへの対応をお願いします。

会 長 最後に、これから専門部会において、審議を行っていただくこととなりますが、審議を行うに当たって労使双方の委員からご意見をお伺いしたいと思います。
まず、労側委員から何かございますか。

市川委員 まだ目安が出てないですが、労働側として最低賃金の水準は、セーフティネットに相応しい水準でなければならないという風に思っています。
通過点ではありますけれども、誰もが1,000円以上ということだと思います。
あと、昨年の公益見解で、「早期にワーキングプアを解消する水準に到達する。」ということを入れていただきました。
それを含めて、是非とも真摯な議論をお願いしたいと思います。
以上です。

会 長 ありがとうございます。
使側代表委員から何かございますか。

野村委員 昨年とはにかく、議論にならないというところだったんですけども、大体根拠になる数字というのは、普通考えると春闘の賃上げ率、もう一つは物価、経営者側のほうは第4表といって、先ほど説明がありましたけれども、企業の人件費が1年間でどれだけ上がったか、下がったかという、その3つ

の指標に基づいて、どれを採っていくかとか、高知の最低賃金がどういう状況にあるかとか、高知の企業がどういう状況なのかというのを加味して議論していくんですけども、去年はそれがまったく行われなかったような気がしておりますので、是非、今年はそういった数字とか、データに基づいた話ができればと考えております。

会 長 ありがとうございます。

野村委員 すみません、専門部会に出席されないお二人からも一言話をさせていただきたいと思います。

白山委員 資料にもありますように、いろんな職業の分類がありまして、弊社の場合は、まさしくコロナの影響を完全に受けている宿泊、サービス業、飲食業なので、労働側でも事業間格差というのが非常に起こっています。

 すごく調子のいい会社と、私どものような今から企業努力もしていかなければいけない会社、その中で先ほどの労働者側の方々の陳述を聞いていますと、本当に身にしみて分かります。

 労働者の方々の声を聴きながら、私たちも経営努力をしていかないといけないんですけども、そのバランスをとりながら、賃金を上げていくということにしていかないと、結局サービス業は特に、500円のランチを700円に急激に上げるというのは、お客様に対しては申し訳ないんですけども、今はどうしてもそれをしなければいけないので、そういう風に経営側も売値を上げながら皆様の生活も確保するというような感じで、すごく考えながら経営をしております。

 どうしても、事業所の格差というのは、考えていかなければならないことだと思いますので、それを平均的に考えた賃上げというのを、すごく難しいことであろうとは思いますが、とにかくそのことを考慮していただければと思います。

 以上です。

片山委員 いろいろ物価が上がって、労働者の生活が大変になっているというのは、よく分かります。

 当社の社員からもそうした声は、当然あるわけですけども、一方で、コロナの影響が3年にわたって続いていまして、ここへきて感染拡大が日に日に広がって、政府も今までのような行動制限をしないということは、そういった支援をするという考えはないものと感じています。

 1年目、2年目は各企業も貯えですとか、あるいは借金をして何とか乗り

切っていても、今後も長く続いていくと考えると、本当に事業が継続できるのかどうかという、切羽詰まったところに来ているのかなと思います。

そこへ来てのいろいろな値上げ、特に輸入材料ですとか、ガス、電気、燃料なども軒並み上がってきて、これは一般消費者にとってもそうですけど、会社にとっても非常に大きな打撃になっていまして、そのような意味で各会社は、このまま事業を続けられるかどうかという瀬戸際に来ているという状況だと思います。

そういった中での賃上げということになりますので、白山委員が言われたように、事業によってかなり状況は違うとは思いますが。

上げられるところは、当然上げていきますが、最賃というのはすべての業種、会社に関わってきますので、経営的に上げられないところに対しても非常に大きな影響を与えるということは、やっぱり配慮していかないといけないと思います。

当社もそうですが、大手の下請けとしてやっている所は、なかなか自分のところで価格を決められない。一方で、材料費は上がるという中で、経営をしていかないといけないという会社もたくさんあるということも十分配慮した上で、最賃というのを考えていかないといけないと思います。

今後の審議の中でそういった考慮を是非よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。

それでは、労使のご意見と中賃の答申を踏まえまして、今後の専門部会におきまして、十分な審議を尽くしていただき、できる限りの合意を図っていただきますようよう、よろしくお願いいたします。

以上で本日予定していました議題はすべて終了しましたが、ほかに何かございますか。

意見なし

会 長 ないようでしたら、閉会といたします。

なお、高知県最低賃金の専門部会及び電子の特別小委員会の各委員におかれましては、暑い時期で大変でございますが、円滑な審議について、よろしくお願いいたします。

では、どうもお疲れさまでした。

[閉会] 午前10時34分